



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動

平成24年10月1日
以降始期用

商工会会員の皆様へ

大切な企業とあなたを支える、労災対策の保険

商工会の業務災害保険



最近...



ケガやメンタルに対する
労災の賠償責任が高額になっています。

商工会の業務災害保険は

高額な
賠償責任も
しっかり補償!

派遣社員や
構内下請業者も
補償の対象に!

通勤途上を含む
業務上の事故による
死亡・後遺障害を補償!

今なら、最大約
52%
割引

さらに...「経営事項審査制度」の加点もポイントに!

- 保険期間：平成24年10月1日午後4時～平成25年10月1日午後4時
- 募集期間：平成24年7月2日～平成24年9月21日
- ご加入方法：ご加入にあたっては「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体宛にご提出してください。

中途加入は毎月受付中

お申し込み月の翌月1日の午前0時の
補償開始でご加入いただけます。



	募集期間	加入手続き締切日	加入期間	保険料振替日	保険料払込方法
新規加入	平成24年7月2日(月)～ 平成24年9月21日(金)	平成24年9月21日(金)	平成24年10月1日(月)午後4時～ 平成25年10月1日(火)午後4時まで	平成24年 11月27日(火)(*2)	毎月団体からの 口座振替(*3)
中途加入	平成24年9月24日(月) 以降	毎月25日(*1)	加入手続き月の翌月の1日午前0時から 平成25年10月1日(火)午後4時まで	加入始期月の 翌月27日(*2)	毎月団体からの 口座振替(*3)

(*1)土・日・祝日の場合はその直前の営業日 (*2)金融機関の休業日である場合はその翌営業日。『通帳には「MBSショウコウカイ」「MBS」等と記載されます。』
(*3)保険料のほかに制度維持費100円が加算されます。

●この保険契約は、全国商工会連合会を契約者とする商工会会員向け一般
傷害保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する
権利等は原則として全国商工会連合会が有します。

●ご加入の対象となる方は、商工会会員で政府労災保険に加入して
いる事業者に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。団
体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

全国商工会連合会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.

信頼の商工会の制度、だから安心。

ご存知ですか？

労働災害に関するあれこれ

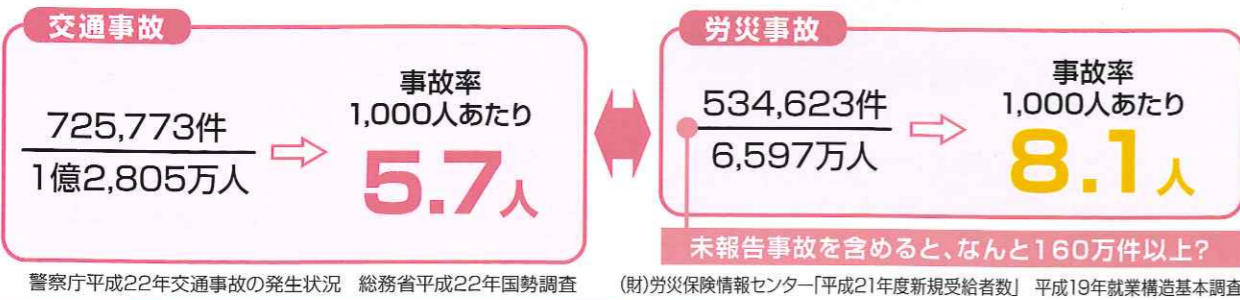
「労働災害」のリスクヘッジ

労働災害の現状



1 労災事故と交通事故の事故発生率を見ると...

こちらをご覧ください。交通事故では事故率が1,000人あたり5.7人に対し、労災事故の場合では8.1人にもなります。このように事故発生率では、労災事故が交通事故を上回っています。



2 精神障害等に係る労災請求件数の推移



3 高額化する企業賠償責任金額

●労働災害関係高額事件一覧(判決)

判決内容認額等	業種	事故内容	年
1 1億6,524万円	建設	玉掛していた原木が落下	1994
2 8,486万円	学校	教諭が雪崩れに遭遇	1995
3 8,323万円	建設	作業員が2階開口部より転落	2005
4 6,539万円	販売	改修工事中のガス爆発	1997
5 6,419万円	建設	配電工事中に感電	1992

●過労死、過労自殺関係高額事件一覧(判決)

判決内容認額等	業種	被災者	年
1 1億1,111万円	食品製造	製造作業員	2000
2 9,164万円	建設	現場所長	1998
3 8,911万円	広告	若手社員	1997
4 8,434万円	病院	研修医	2004
5 8,429万円	金属加工	若手作業員	2006

高額な賠償金支払義務や弁護士費用などを補償します!

出典:労働調査会 <http://www.chosakai.co.jp/> 「新・労災事故と示談の手引」抜粋

が企業経営の“安心”につながります。



商工会の業務災害保険なら



高度化する企業責任・新しいタイプの労災認定に対応しています。

ケガによる労災事故だけでなく、過労死・過労自殺に起因する安全配慮義務違反等の会員企業の法律上の賠償責任に対応しています。



高額になる民事上の賠償金(慰謝料等)や訴訟費用(弁護士費用等)も補償します。

使用者賠償責任担保特約は、「ケガ」や「過労死・過労自殺」等が原因で会員企業の法律上の企業責任が生じた場合、民事上の賠償金や訴訟費用もカバーします。



「賠償補償」と「定額補償」のダブル補償で企業をがっちり守ります。

死亡事故等により賠償責任を負った場合の「賠償補償」と、死亡保険金等の「定額補償」のダブル補償を実現しました。会員企業をがっちりお守りします。



派遣社員や構内下請作業員の方々も補償できます。

従業員、パート・アルバイト、建設業下請の方はもちろん、派遣社員および構内下請作業員も補償対象に含めることができます。



就業中の事故を補償する合理的な設計です。

就業中に発生するのは主にケガ。就業中の病気・ケガの治療費は政府労災保険で全額給付されますので、法定外補償を目的とする、シンプルで合理的な補償を実現しています。



会員企業ならではの割安な保険料水準。

団体割引等の適用により、一般に契約するより最大約52%割安に加入できます。



保険金は会社受け取りが可能です。

事業補償型なら貴社が被保険者となるため、保険金は貴社が受取ることができます。災害補償規定を定め、弔慰金や見舞金として活用できます。



グローバル化に対応。国内外の補償です。

各補償は国内に限らず海外での事故も補償。海外出張等グローバル化に対応しています。



保険料は全額損金処理が可能です。

詳細は最寄の税務署もしくは税理士にご相談ください。

商工会の業務災害保険

企業向けの
賠償補償

従業員向けの
定額補償

団体割引等適用のため、保険料が最大約52%割引!!

のダブル補償で守ります。

商品特長

- 1 一般の加入より最大約52%割安に加入できます!
※団体割引30%・過去の損害率による割引25%・役員一括契約割引(※)10%もしくは5%
- 2 売上高等と業種に基づいて保険料を算出します!
- 3 保険料は全額損金処理の上、満期時の保険料精算は不要です!
- 4 企業の法律上の賠償責任を最大1名あたり3億円/1災害あたり5億円まで補償します!
※業務中のケガなどにとりまわし、万が一死亡した場合や後遺障害を負った場合の死亡補償・後遺障害補償などの定額補償はもちろん、業務に従事する方の災害にとりまわし法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。
- 5 建設業の下請はもちろん、派遣社員・構内下請作業員も補償します!
従業員、パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員(★)、構内下請作業員(★)も補償の対象に含めることができます。(★)オプション

- 6 建設業の場合、「経営事項審査制度」の加点ポイントになります!
- 7 労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします!
※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。
- 8 加入者に保険金をお支払いします!
※事業補償型を選択した場合。
※災害補償規定による見舞金・申慰金として被災者やそのご家族にお渡しいただけます。
※保険金の会社受取りには、ご加入時に補償対象者の同意をいただくことが必要となります。
- 9 従業員の人数報告は不要で簡単。パート・アルバイトの方も自動的に補償対象になります!
- 10 [オプション] 業務中の地震・噴火・津波等の天災によるケガ等も補償します!

(*)換算補償対象者数5名以上19名以下の場合5%、換算補償対象者数20名以上の場合10%
[1-30%(団体割引)]×[1-25%(過去の損害率による割引)]×[1-10%(役員一括契約割引)]÷0.48→最大約52%割引

補償内容

(保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いしない主な場合等、詳細につきましては)当パンフレット「商工会の業務災害保険(一般傷害保険)補償の内容」を必ずご参照ください。

基本補償

<p>企業向け 事業者の民事上の賠償金への備え</p> <p>従業員の方の業務中・通勤中の労災事故により、使用者である企業等が法律上の賠償責任を負担された場合に 損害賠償金 弁護士費用 等の損害に対して保険金をお支払いします。</p>	<p>万が一の訴訟の場合は、法律上の賠償責任を最大1名あたり3億円/1災害あたり5億円まで補償いたします!</p> <p>企業向け 従業員の死亡・後遺障害への臨時費用への備え</p> <p>死亡保険金・後遺障害保険金をお支払いするケースで、180日以内に企業等が臨時に費用を負担された場合 事業主費用保険金 をお支払いします。</p>
<p>従業員向け 万一の備え</p> <p>従業員の方が業務中の事故によりケガ(*)をされ、180日以内に死亡された場合に 死亡保険金 をお支払いします。</p>	<p>従業員向け 後遺障害の備え</p> <p>従業員の方が業務中の事故によりケガ(*)をされ、180日以内に後遺障害が発生された場合に 後遺障害保険金 をお支払いします。</p>

オプション

従業員向け 休業の備え

従業員の方が業務中の事故によりケガ(*)をされ、180日以内に就業不能となり、その期間が免責期間(3日)を超えた場合に
傷害休業保険金 をお支払いします。



(*)急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。

WINクラブにご加入いただくと...

WINクラブにご加入いただいた皆様には企業経営をサポートするために専門家によるメンタルケア・カウンセリングサービスをはじめ、様々なサービスをご提供します。

(WINクラブとは)「Wide Information Network」の頭文字をとっており、原則として、日本国内に所在する法人を対象とし、中小企業向けの各種情報・サービスを無料で提供する会員制クラブです。弊社契約の有無に関わらず加入することができます。



【メンタルケア・ホットライン】の特長

Web相談



専門カウンセラーによるWeb相談(PC)

24時間365日対応

対面カウンセリング



予約制
(1人年間5回まで)

電話相談



電話相談
(携帯・PHSからも可)
24時間365日対応



精神科医による電話相談
(携帯・PHSからも可)
予約制

ご存知ですか?

労働安全衛生法第66条の8第1項・労働安全衛生規則第52条の2は、「月100時間以上の時間外労働を行った労働者には医師による面接指導を行う」旨を規定しています。

企業情報提供

取引先の概要を知りたい、取引先の財務状況は、といったご心配に全国全業種124万社のプロフィールを収録している企業概要データベースを活用し、お役に立てる情報をご提供します。

就業規則判断

加入者である中小企業経営者の方に簡単なアンケートをお答えいただくことにより、「現在の就業規則が現行法に適合したものか」を診断し報告書をご提出いたします。また、専門知識が必要な場合は、専門家同行支援サービスによる相談・アドバイスも可能です。

助成金診断

加入者である中小企業経営者の方に簡単なアンケートをお答えいただくことにより、厚生労働省関係の公的助成金に関する受給可能性を診断します。また、専門家同行支援サービスによる相談・アドバイスも可能です。

法律・税務・人事労務インターネット相談

法律・税務・人事労務に関する相談や質問をEメールで24時間・年中無休で受け付け、提携先の税理士・弁護士・社会保険労務士等の専門家がEメールでお応えします。

※1 このサービスは、WINクラブにご加入いただいた方が対象となります。業務災害保険にご加入いただいている方は、別途、WINクラブのお申し込みが必要となります。
※2 詳細はWINクラブパンフレットをご参照ください。お問い合わせ・お申し込みは担当代理店までご連絡ください。

Q&A

Q1 この制度の特長は何ですか？

A.1

主な特長は以下の3点です。
 ①商工会の全国制度であるので、個々に加入するより最大約52%の割引が適用できます。
 ②業種と売上高で保険料を算出するので、期中に人数の変更があっても手続きは不要です。
 ③従業員、パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員、派遣社員、構内下請作業員等も補償対象に含めることができます。

Q2 政府労災保険に加入しているのに、なぜ「商工会の業務災害保険」をすすめるのですか？政府労災保険とどのような関係にありますか？

A.2

政府労災保険と「商工会の業務災害保険」は自動車保険における自賠責保険と任意自動車保険のような関係になります。政府労災保険は最低限の補償と見え、「商工会の業務災害保険」は、政府労災保険の上乗せ補償としての機能を有しています。

Q3 この制度の補償対象者は誰になりますか？

A.3

従業員、パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員、一人親方などに加え、派遣社員、構内下請作業員等も補償の対象に含めることができます。

Q4 派遣社員など社員以外の労働者の事故で受入企業が責任を問われるケースがあるのですか？

A.4

政府労災保険が適用される労働者は業務に従事する従業員やパート・アルバイトの人たちですが、派遣社員や請負作業員を受け入れている場合、受入先企業の責任も問われるケースがあります。

Q5 災害補償規定等を超える賠償が心配ですが、どうすればよいのでしょうか？

A.5

使用者賠償責任担保特約が自動セットされていますので、災害補償規定等を超える損害賠償にも対応できます。

Q6 保険料の税務処理はどうなりますか？

A.6

保険料は全額損金処理が可能です。
 ※実際の税務処理は税理士にご相談ください。

Q7 建設業は夏場熱中症が心配ですが、対象になりますか？

A.7

はい、業務に伴って発症した熱中症を補償することができます(死亡保険金も対象です)。

Q8 精神的なストレス等による政府労災の請求件数が高水準で推移していますが、企業の「安全配慮義務」を問われた場合、対応できますか？

A.8

「商工会の業務災害保険」では、「ケガ」や「過労自殺・過労死」が原因で法律上の企業責任が生じた場合、民事上の賠償金(慰謝料等)や訴訟費用(弁護士費用等)もカバーできます。



※ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者(法人は除きます)、被保険者(法人は除きます)、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・同居の親族(以下相談対象者といいます。)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動を除きます。)とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。

- ①身の回りの法律
- ②身の回りの税金
- ③介護保険制度やケアプラン・各種介護関連事業者のご案内等
- ④公的年金等の社会保険
- ⑤グルメ・レジャー・冠婚葬祭
- ⑥健康(看護師がご対応します。)

0120-262-772
 (携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

⑦介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報
 ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

0120-285-110
 (携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

(*)弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。
 ※上記のサービスは、弊社提携会社を通じてご提供します。
 ※サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。
 ※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

デイリーサポート

■商工会の業務災害保険(一般傷害保険)補償の内容

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品にご加入されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

以下の金額を被保険者(死亡保険金は死亡保険金受取人)にお支払いします。
 被保険者が災害補償規定等に基づいて補償対象者に対して支払う補償金等による損害に対して、以下の金額を限度に実際の損害額を被保険者にお支払いします。

補償項目	保険金をお支払いする場合	傷害補償型のお支払いする保険金	事業補償型のお支払いする限度額	用語の説明等
死亡保険金(国内外補償)	補償対象者が業務中*1にケガ*2をされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額となります。		*1業務中には通勤途上を含みます。 *2急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。ケガには、有毒ガス、有毒物質による急性中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
後遺障害保険金(国内外補償)	補償対象者が業務中*1にケガ*2をされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	後遺障害補償額*3 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額がお支払いする後遺障害保険金の限度となります。		
傷害休業保険金(国内外補償)	補償対象者が業務中*1にケガ*2をされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能*4になった場合。 *3障害の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に3%~100%の割合を乗じた額をいいます。 *4「就業不能」とは事故発生時の職業・職務に全く従事できない状態をいいます。ただし、補償対象者が死亡された後やケガが治癒した後等は含まれません。 *5傷害休業保険金日額に、免責期間(保険金をお支払いしない期間、3日)を超えた就業不能期間*6を乗じた額をいいます。 *6免責期間終了の翌日(4日目)から起算して、保険証券記載のてん補期間内の就業不能日数をいいます。	傷害休業補償額*5		

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金(傷害補償型・事業補償型共通)	用語の説明等
事業主費用保険金(国内外補償)	死亡保険金または後遺障害保険金を支払う場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者*7が葬儀費用等*9を負担された場合。 遺障害の場合は、程度に応じて費用の全額または3万円もしくは5万円を超える費用)に対しては、お支払いを証明する書類の提出が必要となります。*8企業等が負担された費用のうち、ケガをされた本人またはその遺族に支払う費用は100万円を限度とします。	保険金額を限度として、実際に負担した費用のうち社会通念上妥当と認められる費用の実額をお支払いします*10。 ※保険期間を通じ合算して事業主費用保険金額が限度となります。*10万円を超える費用(後遺障害の場合は、程度に応じて費用の全額または3万円もしくは5万円を超える費用)に対しては、お支払いを証明する書類の提出が必要となります。*8企業等が負担された費用のうち、ケガをされた本人またはその遺族に支払うべき金額 イ. 被保険者*11が法定外補償規定を定めていない場合は、この特約がセットされた保険契約にセットされた他の特約の保険金の支払により法律上の損害賠償責任を免れる金額 ④保険証券記載の免責金額*17 ●使用者費用保険金 損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、弁護士費用、示談交渉に直接必要とした費用等をお支払いします。*10 ※損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは必ず事前に弊社にご相談ください。	*7この特約の被保険者はご契約者となります。ご契約者が連合体である場合は、その構成員のうち、補償対象者が所属する組織*8または補償対象者と雇用関係のある事業主*9をいいます。 *8補償対象者に派遣労働者が含まれている場合には、派遣労働者の派遣先の組織または事業主をいいます。 *9補償対象者に系列会社の従業員等または派遣労働者が含まれている場合には、その系列会社またはその派遣労働者の派遣元が一時的に支払った費用のうち被保険者*7が負担する費用を含みます。
使用者賠償責任(使用者賠償保険金・使用者費用保険金)(国内外補償)	被保険者*11の被用者*14が業務上の事由(通勤途上を含みます。)により被ったケガや病気について、被保険者が法律上の賠償責任を負担された場合。 づき給付されるべき金額*16 ②自動車損害賠償責任保険等により支払われるべき金額 ③次のいずれかの額 ア. 被保険者*11が法定外補償規定を定めている場合は被保険者*11がその規定に基づき被用者*14またはその遺族に支払うべき金額 イ. 被保険者*11が法定外補償規定を定めていない場合は、この特約がセットされた保険契約にセットされた他の特約の保険金の支払により法律上の損害賠償責任を免れる金額 ④保険証券記載の免責金額*17 ●使用者費用保険金 損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、弁護士費用、示談交渉に直接必要とした費用等をお支払いします。*10 ※損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは必ず事前に弊社にご相談ください。 *10他の保険契約または共済契約から保険金が出た場合には、保険金が差し引かれることがあります。 *11この特約の被保険者はご契約者*12およびその下請負人*13とします。 *12ご契約者が連合体である場合は、その構成員のうち、補償対象者が所属する組織または補償対象者と雇用関係のある事業主をいい、補償対象者に系列会社の従業員等が含まれている場合には、その従業員等と雇用関係のある系列会社をいいます。 *13数次の請負による場合の請負人を含みます。 *14補償対象者のうち、事業場において被保険者*11に使用され賃金を支払われる者、および派遣労働者をいいます。 *15労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。 *16労災保険法等*15に基づく給付を待ってお支払いする場合があります。 *17お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいい、免責金額は自己負担となります。	●使用者賠償責任保険金額を限度に、被保険者*11が支払うべき賠償責任額のうち下記①~④の合計額を超える額をお支払いします。*10 ①労災保険法等*15に基づき給付されるべき金額 ②自動車損害賠償責任保険等により支払われるべき金額 ③次のいずれかの額 ア. 被保険者*11が法定外補償規定を定めている場合は被保険者*11がその規定に基づき被用者*14またはその遺族に支払うべき金額 イ. 被保険者*11が法定外補償規定を定めていない場合は、この特約がセットされた保険契約にセットされた他の特約の保険金の支払により法律上の損害賠償責任を免れる金額 ④保険証券記載の免責金額*17 ●使用者費用保険金 損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、弁護士費用、示談交渉に直接必要とした費用等をお支払いします。*10 ※損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは必ず事前に弊社にご相談ください。	

保険金をお支払いしない主な場合		用語の説明等
共通(使用者賠償責任は除く)		
①ご契約者、被保険者、補償対象者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ。②けんかや自殺行為・犯罪行為を行うことによるケガ。③無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ。④脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ*18。⑤妊娠、出産、流産によるケガ。⑥外科的手術等の医療処置(保険金が出ないケガを治療する場合を除きます。)によるケガ。⑦戦争、内乱、暴動等によるケガ*19。⑧核燃料物質の有害な特性等によるケガ。⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ。⑩自動車等の乗用車による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ。⑪地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ。⑫天災危険担保特約をセットされた場合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガについても補償されます。⑬むちうち症、腰痛等で医学的見解のないもの。等	*18 業務上疾病担保特約(死亡保険金担保)がセットされているため、業務による偶然かつ外来の事故によって補償対象者に発症した熱中症・高山病・潜水病等の症状については、お支払いの対象となります。なお、下記の症状はお支払いの対象外となります。 ●振動性症候群 ●腱鞘(けんしやう)炎 ●負傷によらない業務上の腰痛 ●じん肺症 ●ストレス性胃炎 ●かぜ 等 また、死亡保険金のお支払いについては約款記載の症状に限りません。 *19 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。	
使用者賠償責任のみ		*20 この特約の被保険者はご契約者*21およびその下請負人*22とします。 *21 ご契約者が連合体である場合は、その構成員のうち、補償対象者が所属する組織または補償対象者と雇用関係のある事業主をいい、補償対象者に系列会社の従業員等が含まれている場合には、その従業員等と雇用関係のある系列会社をいいます。 *22 数次の請負による場合の請負人を含みます。 *23 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガや病気はお支払いの対象となります。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。 *24 業務上疾病担保特約をセットしたご契約の場合、職業性疾患(労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、長期間にわたる業務に従事することにより、有害作用が蓄積し、発病したことが明白なもの)によるケガや病気はお支払いの対象となります。ただし⑥は、お支払いの対象にはなりません。 *25 補償対象者のうち、事業場において被保険者*20に使用され賃金を支払われる者、および派遣労働者をいいます。 *26 労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

1. ご加入の際のご注意

- ①告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出てください)
- 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)
- この保険では、告知事項は、以下の事項となります。
- (1)補償対象者の属する企業等の業種区分および職種別割合
- (2)他の保険契約等^(*)を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)
- (3)ご契約の保険料算出基礎
- (*)「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ②死亡保険金受取人の指定について(「傷害補償型」の場合)
- 死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入が無効となります。
- ・企業等がご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とするご加入については、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。
- ③保険金請求忘れのご確認について: 継続してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成24年10月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

2. 口座引落し不能の場合

口座残高不足等の理由により、引落しができなかった場合、翌月に2か月分をお引落しいたします。2か月連続で引落しできなかった場合には、最初の引落し不能日付で自動解除となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引落しから2か月連続で引き落としできなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。(ご加入取消)

3. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

第2回目以降の分割保険料は、払込期日までにお支払いください。払込期日(口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。)までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に起きた事故による損害等に対しては保険金をお支払いできなかったり、ご加入を解除させていただく場合があります。

4. 不精算特約について

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した売上高等に基づいて保険料を算出いたします。保険期間中の売上高等の増減にかかわらず、保険料の請求または返戻は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた売上高等が把握可能な最近の会計年度等の売上高等に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。ご加入に際しては、保険料算出基礎数字を確認できる公表資料・客観的資料をあわせてご提出ください。該当資料がない場合は、団体窓口または取扱代理店もしくは引受保険会社にご相談ください。

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約については、弊社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは、「商工会の業務災害保険(一般傷害保険)」の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらに記載されていますので、ご一読の上、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

商工会名

久喜市商工会

5. ご加入後のご注意

- ①ご加入内容の確認・保管: 加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。
- ②ご加入後の変更: ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者ではなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。
- 加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

6. 適用保険料の変更について

団体割引率30%は、換算補償対象者数が【商工会の休業補償制度】と合算して10,000人以上の場合の金額です。換算補償対象者数が9,999人以下となった場合、また損害率に変更があった場合には、保険料を修正させていただきます。

7. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

- 使用者賠償責任補償において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します。(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

- もし事故が起きたときは

- ①事故の通知: 事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④賠償事故の場合: 保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

お問い合わせ先
取扱代理店/引受保険会社

〒344-0067 春日部市中央1-57-5
アイピー春日部ビル
東京海上日動火災保険株式会社
春日部支社
TEL 048-737-0211